鹿行ニュース　No.27
令和元年７月29日

鹿　児　島　県　行　政　書　士　会
鹿児島市与次郎２－４－３５　ＫＳＣ鴨池ビル２０２号室
（敷地内併設の駐車場は３０分無料）
電話：099－253－6500　FAX：099－213－7033

鹿児島県行政書士会
会　長　　鶴　信光

会員各位

令和元年７月26日付で、鹿児島市役所市民課より住民票除票の保存期間について周知依頼がありました。概要は以下のとおりです。

市　民　第３６９号
令和元年７月２６日

関係機関各位

鹿児島市長　　森　博　幸
（市民文化部市民課扱い）

住民票除票の保存期間について（お知らせ）

盛夏の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素から本市行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、このたび住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間が５年間から１５０年間に延長されました。これに伴い、本市の保管する住民票の除票の保存期間も１０年間から１５０年間に延長し、取扱いが下記のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。
つきましては、ご多忙の折と存じますが、関係者の皆様にお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。
なお、戸籍の附票の除票につきましては、本市では平成１２年１月１日以降に除票になった分を保存、交付しており、交付対象に変更がないことを申し添えます。

記

1　保存期間　　削除・改製の日から 150 年間

2　実施日　　令和元年６月 20 日（法施行日）

3　対象　　平成２１年６月２１日以降に削除・改製された住民票の除票
（平成２１年６月２０日以前のものは廃棄済）

【問い合わせ先】
鹿児島市　市民文化部　市民課
窓口第二係　担当：西村
電話（０９９）２１６－１２１７

戸籍・住民票の職務上請求書は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ使用することができます。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。